

長崎県告示第 638 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。
平成 28 年 8 月 26 日

長崎県知事 中村 法道

1 起業者の名称

平戸市

2 事業の種類

春日集落拠点施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 長崎県平戸市春日町字小春日地内

(2) 使用の部分 なし

4 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

平戸市役所(文化観光部文化交流課)

5 事業の認定をした理由

平成 28 年 7 月 7 日平戸市から申請があった春日集落拠点施設整備事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 法第 20 条第 1 号要件への適合性

本件事業は、地元住民と来訪者との交流を通じて、地元文化を伝承し大切にすることを育み、この地域の文化的景観の保護と地域の活性化に寄与していくことを目的として、展示スペースの外、交流スペース、多目的スペースを有する総合的なガイダンス施設の整備を行うものであり、法第 3 条第 32 号に掲げる「国又は地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号要件への適合性

本件事業で整備する総合的なガイダンス施設は、地方自治法第 244 条の公の施設に該当し、同条の規定によって、地方公共団体は、公の施設を設置する権限を有することから、本件事業の起業者である平戸市は、本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、本事業に必要な経費について予算措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

起業地である平戸市春日町は、江戸時代にキリスト教信仰を秘匿した「かくれキリシタン」という伝統文化を継承した集落として貴重である。また、この地域は、島嶼という制限された条件の下で継続的に行われた開墾や生産活動によって形成された棚田や人々の居住地によって構成された地域の生業に根ざした文化的景観として、平成 22 年 2 月に県内で初めて、国の重要文化的景観に選定されている。

さらに今日、春日町を含む「平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)」の地域が世界遺産の登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産のひとつに選ばれたことから注目を集めるようになり、観光目的での来訪者が増加傾向にある。

しかしながら、現在当該地域には、現地の案内や適切な情報提供を行う拠点施設がないことから、来訪者が、この景観の価値を理解しないまま現地を散策する中で棚田の畦畔や個人宅地に立ち入り写真撮影をしたり、狭い農道へ一般車両が侵入することで農作業車との離合が困難になるなど地域住民の日常生活に支障が生じており、その対策が喫緊の課題となっている。さらに、今後、世界遺産登録を目指すことにより予測される来訪者の増加により、地域住民と来訪者、行政との間に軋轢を生む可能性がある。

このような中、地域住民から、来訪者に対して文化的景観としての価値を理解していただくことや保存保全を万全にするためのマナーや秩序づくりのために、集落内に拠点となる施設の設置を求める強い要望が強く出ていくところである。また、平戸市としては、少子高齢化と過疎化が進む中で、世界遺産の登録を目指す構成資産のひとつとなった貴重な文化的景観を後世に残すとともに、当該地域の振興を成し遂げることが重要課題となっている。

本事業が完成すると、来訪者へ当該集落を散策する際のマナーや集落の文化的価値の周知だけでなく、来訪者の把握とコントロールが可能となり、地域住民の日常生活への支障が解消されるとともに、重要文化的景観の適

切な保護が可能となる。さらに、集落の総合的なガイダンス施設の機能を活用し、地域外との交流を核とした取り組みを展開することで、持続可能なまちづくりの仕組みの構築へ寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地及び周辺に、希少性がある動植物は確認されていない。加えて、起業者は、工事の実施に当たり、万一、希少性がある動植物が確認された場合は、専門家の意見を基に必要な保全措置を講じることとしている。

また、本件事業の起業地には文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり、万一、埋蔵文化財包蔵地があることが確認された場合は、専門家の意見を基に必要な保全措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微なものであると考えられる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の事業計画は、平戸市が策定した「文化的景観保存計画（平成 21 年）」や、その整備活用の具体的な指針となる「文化的景観整備活用計画（H25）」に基づき、世界遺産の登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産のひとつとなった春日集落の重要文化的景観の万全な保護と活用を図るため、必要かつ適切なものと認められる。

また、起業地の選定にあたっては、平戸市が策定した「平戸市景観計画（平成 21 年）」を踏まえ、空家になっている既存建造物で、管理車両や救急車両、来訪者等が容易にアクセスできること及び事業計画に必要な面積を有していること等を条件として選定した結果、本申請案以外に条件を満たす場所がないことを勘案すると、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

起業地である平戸市春日町地域においては、(3)アで述べたように、地域住民の日常生活に支障が生じていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、春日地区からも本件事業の早期完成に強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。